

厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

情報連絡事項	頁
1 令和5年度「第42回足立区障がい者週間記念事業」の実施結果について・・・	2
2 「あだち物価高騰支援臨時給付金」（1世帯3万円）の支給実績について・・・	4
3 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」 の進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 令和6年2月「ぱく増し」強化月間の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5 令和5年度介護職員宿舎借り上げ支援事業の見直しについて・・・・・・・・	11
6 「ひきこもりの理解と支援のためのセミナー」の実施結果について・・・	12
7 令和5年度年末年始期間における福祉部の臨時相談窓口の実施結果について	14

(福祉部)

厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

件名	令和5年度「第42回足立区障がい者週間記念事業」の実施結果について																																	
所管部課名	福祉部 障がい福祉センター																																	
内容	<p>障がい者・児の自立と社会参加の意欲向上、区民の理解向上と啓発を目的として、「障害者基本法」で定める障害者週間（12月3日～9日）にあわせて実施した障がい者週間記念事業について、結果を報告する。</p> <p>1 実施日時・場所等</p> <p>(1) 区役所1階アトリウム</p> <table border="1" data-bbox="435 719 1426 943"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>期 間</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作 品 展</td> <td>11月30日（木） ～12月6日（水）</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>お楽しみコーナー （販売・体験）</td> <td>12月1日（金） ～12月6日（水）</td> <td>午前10時～午後5時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 区ホームページ「Webびじゅつかん」 作品展における各作品の画像（希望者のみ）を、11月30日（木）から順次、通年で公開した。</p> <p>2 実施結果</p> <p>(1) 作品展 障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を展示した。</p> <table border="1" data-bbox="435 1240 1426 1568"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>来場者数（※）</th> <th>作品出品者</th> <th>作品数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,460人</td> <td>55団体、個人3名</td> <td>841点</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,670人</td> <td>56団体、個人4名</td> <td>906点</td> </tr> <tr> <td>令和2、3年度</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（コロナ禍のため実施せず）</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,580人</td> <td>45団体、個人2名</td> <td>434点</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>4,036人</td> <td>37団体、個人2名</td> <td>418点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度及び令和元年度の来場者数は、庁舎ホールでのふれあい発表会等の人数を含む。</p> <p>(2) お楽しみコーナー（販売・体験） 障がいのある方の自主製品の販売や、障がい者団体・区内事業者等による福祉機器の展示・体験コーナーを日替わりで実施した。</p> <p>ア 販売コーナー （ア）出店数：8団体（令和4年度：9団体） （イ）販売物：パウンドケーキ、クッキー、手芸品等</p> <p>イ 展示・体験コーナー （ア）内容：5団体（令和4年度は実施せず）による、手話体験、マッサージ体験、義肢装具や意思伝達装置の展示・体験等</p>	内 容	期 間	時 間	作 品 展	11月30日（木） ～12月6日（水）	午前9時～午後5時	お楽しみコーナー （販売・体験）	12月1日（金） ～12月6日（水）	午前10時～午後5時	年度	来場者数（※）	作品出品者	作品数	平成30年度	3,460人	55団体、個人3名	841点	令和元年度	3,670人	56団体、個人4名	906点	令和2、3年度	（コロナ禍のため実施せず）			令和4年度	2,580人	45団体、個人2名	434点	令和5年度	4,036人	37団体、個人2名	418点
内 容	期 間	時 間																																
作 品 展	11月30日（木） ～12月6日（水）	午前9時～午後5時																																
お楽しみコーナー （販売・体験）	12月1日（金） ～12月6日（水）	午前10時～午後5時																																
年度	来場者数（※）	作品出品者	作品数																															
平成30年度	3,460人	55団体、個人3名	841点																															
令和元年度	3,670人	56団体、個人4名	906点																															
令和2、3年度	（コロナ禍のため実施せず）																																	
令和4年度	2,580人	45団体、個人2名	434点																															
令和5年度	4,036人	37団体、個人2名	418点																															

(3) Webびじゅつかん

障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品画像を区ホームページに掲載（希望者のみ）。記念事業終了後も公開を継続。

年 度	閲覧数（12月時点）	作品出品者	作品数
令和3年度	3, 307回	24団体、個人1名	230点
令和4年度	1, 740回	13団体、個人2名	115点
令和5年度	1, 462回	32団体、個人3名	173点

(4) 今年度の取り組み成果

ア パウンドケーキなどの食品販売を土・日曜日だけではなく平日にも拡大したことで、活動のPR向上に繋がった。

イ 作品の制作過程やインタビューの動画をSNSにアップし、会場でも上映したことで、集客の増加に繋がった。

(5) その他

ア 来場者に令和4年度展示の一部作品をデザインしたポストカードを配布した。

イ 庁舎ホールでのふれあい発表会は、今年度は実施を見送った。

3 主な意見・感想

(1) 参加団体

ア 他での販売機会が少なくなっているのありがたい。障がいのあるお子さん連れのご家族が多くいらっしゃり、作品展のPRにも力を入れているのが分かった。

イ 次回はもっと販売するお店が増えてほしい。

ウ 展示した作品を見に、（障がい者施設の）利用者家族も足を運んでいただき、活動理解につながった。

(2) 来場者（アンケート 968件から）

ア 作品を見ているだけで感動しました。私自身、社会に疲れていましたが作品を見て温かい気持ちになりました。

イ 土・日の開催の際は、他のイベントと一緒にいけるともっと盛り上がると思います。

ウ もっと展示作品の数が多いと良いと思った。

エ 作品を購入出来るようにしてください。

4 今後の方針

(1) 記念事業の実行委員会を構成する障がい当事者団体や事業所等に次年度に向けた意見や要望等を丁寧に聴取し、改善等を検討していく。

(2) 区内事業者と連携し、作品展の出展作品をノベルティグッズ化、商品化していく等、障がい者の創作活動をさらに高めることにチャレンジしていく。

厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

件名	「あだち物価高騰支援臨時給付金」(1世帯3万円)の支給実績について																																							
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																																							
内容	<p>令和4年度住民税非課税世帯、令和5年度新規住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する「あだち物価高騰支援臨時給付金」(1世帯3万円)について、令和5年10月31日をもって申請期限が終了したため、支給実績を以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和4年度住民税非課税世帯の支給実績</p> <table border="1" data-bbox="379 734 1503 1639"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 通知発送等件数</td> <td>98,237 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 通知受付等件数</td> <td>89,092 件</td> <td>受付率(②/①) : 90.69%</td> </tr> <tr> <td>③ 支給決定件数</td> <td>88,684 件</td> <td>支給率(③/②) : 99.54%</td> </tr> <tr> <td>④ 支給決定金額</td> <td>2,660,520 千円</td> <td>支給額 : 1件3万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 未支給世帯数 (①-③)</td> <td></td> <td>9,553 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">(未支給世帯の内訳)</td> <td>未申請(①-②)</td> <td>9,145 世帯</td> </tr> <tr> <td>支給不可</td> <td>408 世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【支給不可の内訳】</td> </tr> <tr> <td>他の給付金受給済</td> <td>51 世帯</td> </tr> <tr> <td>世帯主の死亡による世帯消滅</td> <td>175 世帯</td> </tr> <tr> <td>辞退(本人申告による非該当含む)</td> <td>26 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(課税)</td> <td>5 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(被扶養)</td> <td>2 世帯</td> </tr> <tr> <td>要件非該当(基準日住民登録なし)</td> <td>14 世帯</td> </tr> <tr> <td>その他(連絡不通等)</td> <td>135 世帯</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	備考	① 通知発送等件数	98,237 件		② 通知受付等件数	89,092 件	受付率(②/①) : 90.69%	③ 支給決定件数	88,684 件	支給率(③/②) : 99.54%	④ 支給決定金額	2,660,520 千円	支給額 : 1件3万円	⑤ 未支給世帯数 (①-③)		9,553 世帯	(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	9,145 世帯	支給不可	408 世帯	【支給不可の内訳】		他の給付金受給済	51 世帯	世帯主の死亡による世帯消滅	175 世帯	辞退(本人申告による非該当含む)	26 世帯	要件非該当(課税)	5 世帯	要件非該当(被扶養)	2 世帯	要件非該当(基準日住民登録なし)	14 世帯	その他(連絡不通等)	135 世帯
項目	数値	備考																																						
① 通知発送等件数	98,237 件																																							
② 通知受付等件数	89,092 件	受付率(②/①) : 90.69%																																						
③ 支給決定件数	88,684 件	支給率(③/②) : 99.54%																																						
④ 支給決定金額	2,660,520 千円	支給額 : 1件3万円																																						
⑤ 未支給世帯数 (①-③)		9,553 世帯																																						
(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	9,145 世帯																																						
	支給不可	408 世帯																																						
	【支給不可の内訳】																																							
	他の給付金受給済	51 世帯																																						
	世帯主の死亡による世帯消滅	175 世帯																																						
	辞退(本人申告による非該当含む)	26 世帯																																						
	要件非該当(課税)	5 世帯																																						
	要件非該当(被扶養)	2 世帯																																						
	要件非該当(基準日住民登録なし)	14 世帯																																						
その他(連絡不通等)	135 世帯																																							

2 令和5年度新規住民税非課税世帯の支給実績

項目	数値	備考
① 通知発送等件数	14,470 件	
② 通知受付等件数	11,608 件	受付率(②/①) : 80.22%
③ 支給決定件数	11,298 件	支給率(③/②) : 97.33%
④ 支給決定金額	338,940 千円	支給額 : 1件3万円
⑤ 未支給世帯数 (①-③)		3,172 世帯
(未支給世帯の内訳)	未申請(①-②)	2,862 世帯
	支給不可	310 世帯
	【支給不可の内訳】	
	他の給付金受給済	19 世帯
	世帯主の死亡による世帯消滅	1 世帯
	辞退(本人申告による非該当含む)	5 世帯
	要件非該当(課税)	220 世帯
	要件非該当(被扶養)	6 世帯
	要件非該当(基準日住民登録なし)	6 世帯
その他(連絡不通等)	53 世帯	

3 家計急変世帯の支給実績

項目	数値	備考
① 申請書受付件数	659 件	
② 支給決定件数	435 件	支給率(②/①) : 66.01%
③ 支給決定金額	13,050 千円	支給額 : 1件3万円
④ 支給不可世帯数		224 世帯
(支給不可の内訳)	住民税非課税世帯給付金に該当	102 世帯
	収入超過・所得超過	63 世帯
	辞退	7 世帯
	要件非該当(被扶養)	5 世帯
	要件非該当(減収なし)	14 世帯
	要件非該当(その他)	21 世帯
	その他(連絡不通等)	12 世帯

※ 家計急変世帯

令和5年1月から10月のいずれか1か月の収入が予期せず減少し、その収入額を1.2倍(年額換算)した額が住民税非課税水準となる世帯。

4 申請勸奨の取り組み

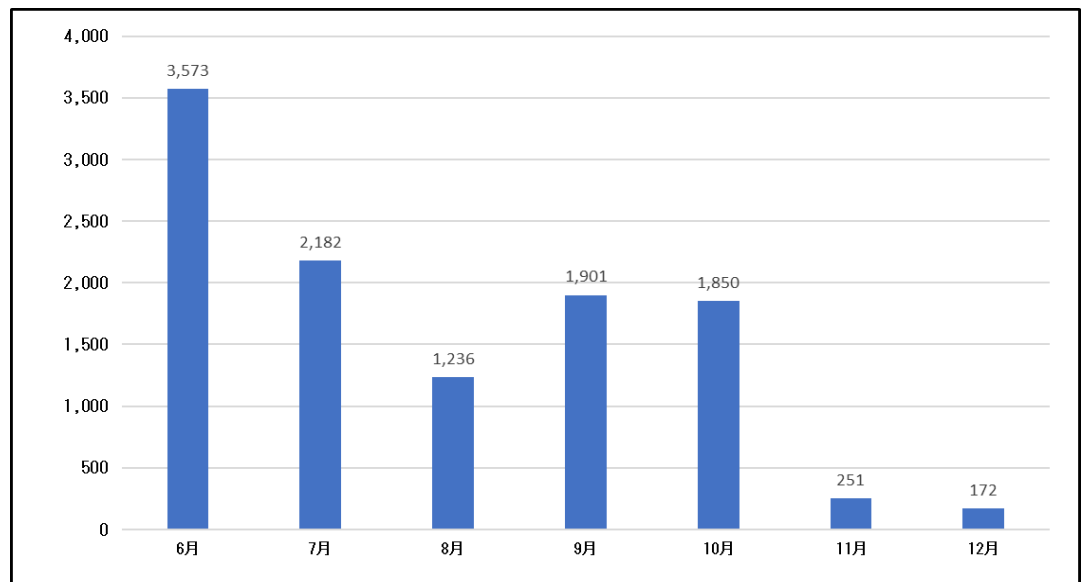
- (1) 未申請世帯に再勧奨のお知らせを送付（9月19日）
- (2) 町会・自治会あてに家計急変世帯向けのポスター・チラシを配布し、掲示板への掲示及び回覧を依頼したほか、住区センターあてにも同様のチラシを配布し、周知を依頼（8月中旬）
- (3) 北千住駅（JR）、五反野駅、梅島駅、西新井駅の情報スタンドへの家計急変世帯向けのチラシ配架に加え、足立成和信用金庫にも同様のチラシを配布し周知を依頼（9月）
- (4) ハローワーク足立、東京都水道局足立営業所へ家計急変世帯向けチラシの配架を依頼（9月）
- (5) 介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に対して、サービス利用者への申請促進を依頼（9月）
- (6) あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施

5 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

ア 開設期間	6月1日～12月20日
イ 対応総件数	11,165件
ウ 執行体制	委託事業者
	6月 1日（木）～ 6月 2日（金）：10回線
	6月 5日（月）～ 6月30日（金）：30回線
	7月 3日（月）～ 7月14日（金）：20回線
	7月18日（火）～ 7月31日（月）：15回線
	8月 1日（火）～ 9月29日（金）：8回線
	10月 2日（月）～11月30日（木）：5回線
	12月 1日（金）～12月20日（水）：3回線

【専用コールセンター月別件数】



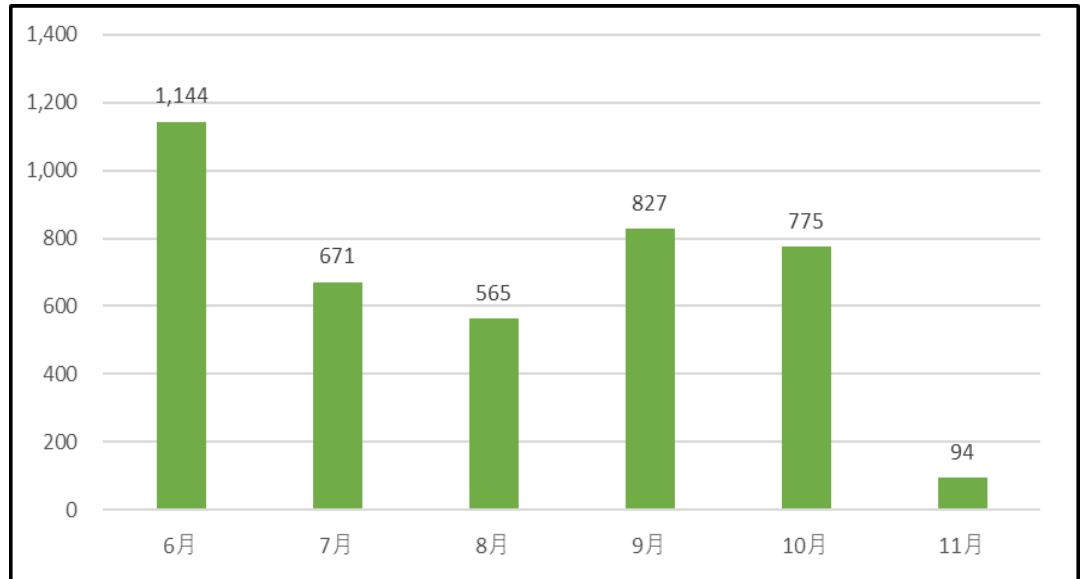
【主な問い合わせ内容】

- いつ振り込まれるか教えてほしい。
- 自分が支給対象かどうか教えてほしい。

(2) 申請相談支援窓口（区役所中央館1階アトリウム）

- ア 開設期間 6月1日～11月17日
- イ 対応総件数 4,076件
- ウ 執行体制 人材派遣職員 最大5名/日

【申請相談支援窓口月別件数】



厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

件名	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の進捗状況について																												
所管部課名	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																												
内容	<p>「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(対象児童1人当たり5万円給付)の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 支給状況(令和6年1月9日現在)</p> <p>(1) <u>児童扶養手当受給者(ひとり親世帯)等</u></p> <table border="1" data-bbox="376 712 1350 1115"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 支給世帯数</td> <td>5,388件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(支給世帯数内訳)</td> <td>～R5.4月手当受給世帯 (下記3(1)ア)</td> <td>5,074件</td> </tr> <tr> <td>公的年金世帯(下記3(1)イ)</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>家計急変世帯(下記3(1)ウ)</td> <td>277件</td> </tr> <tr> <td>② 支給児童数</td> <td>8,256人</td> </tr> <tr> <td>③ 支給金額</td> <td>412,800千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯</u></p> <table border="1" data-bbox="376 1211 1350 1563"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 支給世帯数</td> <td>4,489件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(支給世帯数内訳)</td> <td>R4年度支給済世帯 (下記3(2)ア)</td> <td>3,861件</td> </tr> <tr> <td>家計急変世帯(下記3(2)イ)</td> <td>628件</td> </tr> <tr> <td>② 支給児童数</td> <td>7,998人</td> </tr> <tr> <td>③ 支給金額</td> <td>399,900千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 申請期限は令和6年2月29日(消印有効)</p> <p>2 広報・周知(予定を含む)</p> <p>(1) 個別通知(支給対象世帯及び支給対象となる可能性のある世帯(約2,600世帯)へ申請勧奨通知を送付)</p> <p>(2) あだち広報(令和5年5月10日号、5月25日号、6月25日号、8月10日号、9月10日号、令和6年2月10日号)</p> <p>(3) 区ホームページ</p> <p>(4) SNS(X[旧ツイッター]、フェイスブック)</p> <p>(5) NPO活動支援センター登録団体、福祉事務所へチラシを送付し、周知を依頼</p> <p>(6) ハローワーク足立、都水道局足立営業所へチラシ配架依頼</p>	項目	数値	① 支給世帯数	5,388 件	(支給世帯数内訳)	～R5.4月手当受給世帯 (下記3(1)ア)	5,074件	公的年金世帯(下記3(1)イ)	37件	家計急変世帯(下記3(1)ウ)	277件	② 支給児童数	8,256 人	③ 支給金額	412,800 千円	項目	数値	① 支給世帯数	4,489 件	(支給世帯数内訳)	R4年度支給済世帯 (下記3(2)ア)	3,861件	家計急変世帯(下記3(2)イ)	628件	② 支給児童数	7,998 人	③ 支給金額	399,900 千円
項目	数値																												
① 支給世帯数	5,388 件																												
(支給世帯数内訳)	～R5.4月手当受給世帯 (下記3(1)ア)	5,074件																											
	公的年金世帯(下記3(1)イ)	37件																											
	家計急変世帯(下記3(1)ウ)	277件																											
② 支給児童数	8,256 人																												
③ 支給金額	412,800 千円																												
項目	数値																												
① 支給世帯数	4,489 件																												
(支給世帯数内訳)	R4年度支給済世帯 (下記3(2)ア)	3,861件																											
	家計急変世帯(下記3(2)イ)	628件																											
② 支給児童数	7,998 人																												
③ 支給金額	399,900 千円																												

3 支給対象者【参考】

(1) 児童扶養手当受給者（ひとり親世帯）等

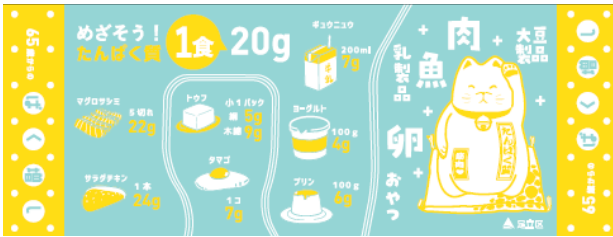
- ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している者及び令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者
- イ 公的年金受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方
- ウ 令和5年5月分以降新規で児童扶養手当を受給した方及び児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方

(2) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

- ア 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯）の支給対象者であった方
 - イ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児については20歳未満）の養育者であって、令和5年度住民税非課税の方及び食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が住民税非課税相当となった方
- ※ 令和5年3月以降、令和6年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

件名	令和6年2月「ぱく増し」強化月間の取組について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課
内容	<p>「ぱく増し」事業を通じてフレイル予防の重要性を広く周知するため、2月を「ぱく増し」月間として、下記のとおり取組を集中的に実施する。</p> <p>1 目的 高齢者に「たんぱく質」が重要ということを「ぱく増し」のキャッチフレーズ、ロゴマーク、普及啓発品等を活用し周知強化を図る。</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) ぱく増し月間キャンペーンの実施【65歳以上の方対象】 「アンケートに答えてぱく増し商品を当てよう！」別添チラシ参照 毎食「ぱく増し」を可能にする事業を検討するため、毎食「ぱく増し」をできない理由等を調査する。アンケートの回収率を上げるため、「ぱく増し」の実践に結び付きやすい商品が抽選で当たる企画とする。</p> <p>(2) 普及啓発品（手ぬぐい）の配付【65歳以上の方対象】 あだち広報（1/25号）の発行に合わせ、地域包括支援センター（以下、ホウカツ）にて上記（1）のアンケートに回答した方に手ぬぐいとリーフレットとを合わせて配付する。 3月以降はホウカツの実態把握訪問時に配付予定</p>  <p>(3) スーパー、食品メーカーとの連携 ア スーパー（イトーヨーカドー、ヨーク、ベルクス）との連携 イ 食品メーカー（味の素、キューピー）との連携</p> <p>(4) レシピ発信 区ホームページのぱく増しレシピの充実</p> <p>(5) 地域学習センター及び図書館のミニコミ紙等にて「ぱく増し」PR</p> <p>(6) 配食サービス利用者へのアンケートチラシ配付</p> <p>3 今後の方針（上記2（1）のアンケート結果より）</p> <p>(1) 高齢者が毎食（1日3回）たんぱく質を含めた食事を摂りやすくなる方策を探り、毎食「ぱく増し」者3割を目指す（令和4年度世論調査22%、介護予防チェックリスト27%）。</p> <p>(2) 「ぱく増し」認知度を把握、令和6年度以降の目標値を設定していく。</p>

厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

件名	令和5年度介護職員宿舎借上げ支援事業の見直しについて																																							
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																																							
内 容	<p>介護職員宿舎借上げ支援事業については、東京都の同事業と同じ条件、水準に内容を見直し、令和5年12月から以下のとおり実施したので報告する。</p>																																							
	<p>1 変更内容</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>雇用形態</td> <td>常勤職員かつ 新規採用職員</td> <td>常勤職員及び 非常勤職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>災害時協定</td> <td>必須</td> <td>必須としない</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>対象住宅</td> <td>足立区内にある住宅</td> <td>事業所から半径10キロ圏 内にある住宅(都外も可)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>助成額</td> <td>月額上限 40,000 円</td> <td>協定あり 月額上限 71,000 円 協定なし 月額上限 41,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>助成期間</td> <td>3年間</td> <td>4年間</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	変更前	変更後	1	雇用形態	常勤職員かつ 新規採用職員	常勤職員及び 非常勤職員	2	災害時協定	必須	必須としない	3	対象住宅	足立区内にある住宅	事業所から半径10キロ圏 内にある住宅(都外も可)	4	助成額	月額上限 40,000 円	協定あり 月額上限 71,000 円 協定なし 月額上限 41,000 円	5	助成期間	3年間	4年間															
	No.	項目	変更前	変更後																																				
	1	雇用形態	常勤職員かつ 新規採用職員	常勤職員及び 非常勤職員																																				
	2	災害時協定	必須	必須としない																																				
	3	対象住宅	足立区内にある住宅	事業所から半径10キロ圏 内にある住宅(都外も可)																																				
	4	助成額	月額上限 40,000 円	協定あり 月額上限 71,000 円 協定なし 月額上限 41,000 円																																				
	5	助成期間	3年間	4年間																																				
	<p>2 要件一覧（参考）</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>項目</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>対象事業所</td> <td colspan="2">地域密着型サービス事業所（東京都対象の事業所で都の補助上限を超えた分は申請可能）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>対象職種</td> <td colspan="2">介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員、計画作成担当者</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>雇用形態</td> <td colspan="2">常勤職員 非常勤職員(実労働時間が常勤職員の5割以上)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>災害時協定</td> <td colspan="2">必須としない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">対象住宅</td> <td>協定あり</td> <td>事業所から半径10キロ圏内にある住宅(都外も可)</td> </tr> <tr> <td>協定なし</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">助成額</td> <td>協定あり</td> <td>助成対象経費(82,000円)の7/8 月額上限 71,000 円</td> </tr> <tr> <td>協定なし</td> <td>助成対象経費(82,000円)の1/2 月額上限 41,000 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>助成戸数</td> <td colspan="2">1事業所につき上限4戸まで</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>助成期間</td> <td colspan="2">1戸あたり最長4年間まで</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	要件		1	対象事業所	地域密着型サービス事業所（東京都対象の事業所で都の補助上限を超えた分は申請可能）		2	対象職種	介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員、計画作成担当者		3	雇用形態	常勤職員 非常勤職員(実労働時間が常勤職員の5割以上)		4	災害時協定	必須としない		5	対象住宅	協定あり	事業所から半径10キロ圏内にある住宅(都外も可)	協定なし	制限なし	6	助成額	協定あり	助成対象経費(82,000円)の7/8 月額上限 71,000 円	協定なし	助成対象経費(82,000円)の1/2 月額上限 41,000 円	7	助成戸数	1事業所につき上限4戸まで		8	助成期間	1戸あたり最長4年間まで	
No.	項目	要件																																						
1	対象事業所	地域密着型サービス事業所（東京都対象の事業所で都の補助上限を超えた分は申請可能）																																						
2	対象職種	介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員、計画作成担当者																																						
3	雇用形態	常勤職員 非常勤職員(実労働時間が常勤職員の5割以上)																																						
4	災害時協定	必須としない																																						
5	対象住宅	協定あり	事業所から半径10キロ圏内にある住宅(都外も可)																																					
		協定なし	制限なし																																					
6	助成額	協定あり	助成対象経費(82,000円)の7/8 月額上限 71,000 円																																					
		協定なし	助成対象経費(82,000円)の1/2 月額上限 41,000 円																																					
7	助成戸数	1事業所につき上限4戸まで																																						
8	助成期間	1戸あたり最長4年間まで																																						
<p>3 今後のスケジュール</p>																																								
<p>(1) 令和5年12月28日 事業計画受付開始 (2) 令和6年 4月下旬 助成金支払</p>																																								

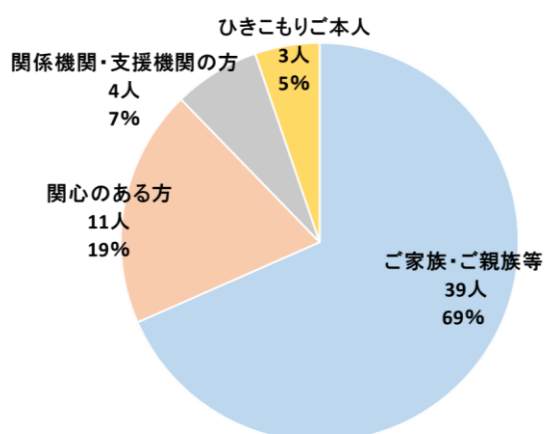
厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

件名	「ひきこもりの理解と支援のためのセミナー」の実施結果について						
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 くらしとしごとの相談センター						
内容	<p>ひきこもりに悩むご本人やその家族、支援関係者等を対象としたセミナーを実施したため、以下のとおり結果報告する。</p> <p>1 実施概要</p> <p>(1) 名称 ひきこもりの理解と支援のためのセミナー (2) 日時 令和5年10月22日(日) 14時～16時30分 (3) 場所 こども支援センターげんき 5階研修室3 (4) 対象者 ひきこもりの悩みや焦りを抱え込まざるを得ない本人やその家族、ひきこもりに関心のある方 (5) 主催 足立区及び足立ひきこもり家族会による共催 (6) 内容</p> <table border="1" data-bbox="418 1003 1465 1635"> <tr> <td data-bbox="418 1003 609 1438">講演</td> <td data-bbox="609 1003 1465 1438"> ① NPO 法人青少年自立援助センター 理事長 河野 久忠 氏 【テーマ】ひきこもりとは「ひきこもりの方との関わり方(支援者の立場から)」 ② NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 事務局長 上田 理香 氏 【テーマ】家族だからできること ③ ひきこもり経験のある方 【テーマ】ご本人の思いや、ご本人の求める関わり方 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1438 609 1536">支援活動の紹介</td> <td data-bbox="609 1438 1465 1536"> ① 足立ひきこもり家族会 ② セーフティネットあだち </td> </tr> <tr> <td data-bbox="418 1536 609 1635">個別相談</td> <td data-bbox="609 1536 1465 1635"> 上記終了後、個別ブースにてひきこもりに関する個別相談を実施(合計6件の相談があった。)。 </td> </tr> </table> <p>2 実施結果</p> <p>(1) 参加者数 57人(前年度比+32人) 【内訳】ひきこもりご本人3人、ご家族・ご親族39人、関係・支援機関等15人</p> <p>ア 今回初めて「ひきこもり経験のある方」を講演者に招き実施した。 イ 令和5年度は従来の参加費無料に加え、事前申込不要としたことで、参加者増につながったと分析する。</p>	講演	① NPO 法人青少年自立援助センター 理事長 河野 久忠 氏 【テーマ】ひきこもりとは「ひきこもりの方との関わり方(支援者の立場から)」 ② NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 事務局長 上田 理香 氏 【テーマ】家族だからできること ③ ひきこもり経験のある方 【テーマ】ご本人の思いや、ご本人の求める関わり方	支援活動の紹介	① 足立ひきこもり家族会 ② セーフティネットあだち	個別相談	上記終了後、個別ブースにてひきこもりに関する個別相談を実施(合計6件の相談があった。)。
講演	① NPO 法人青少年自立援助センター 理事長 河野 久忠 氏 【テーマ】ひきこもりとは「ひきこもりの方との関わり方(支援者の立場から)」 ② NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会 事務局長 上田 理香 氏 【テーマ】家族だからできること ③ ひきこもり経験のある方 【テーマ】ご本人の思いや、ご本人の求める関わり方						
支援活動の紹介	① 足立ひきこもり家族会 ② セーフティネットあだち						
個別相談	上記終了後、個別ブースにてひきこもりに関する個別相談を実施(合計6件の相談があった。)。						

(2) アンケート集計結果 ※回答率91% (52人/57人)

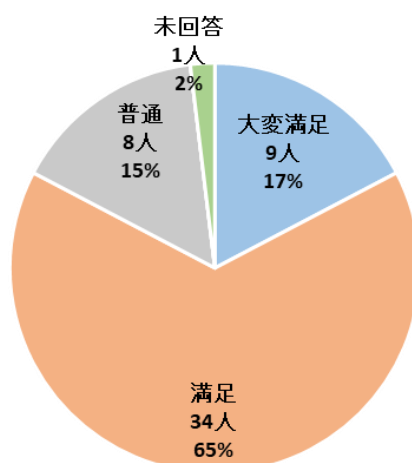
ア 参加者の内訳



(ア) ご家族・ご親族(39人)の年代は、50代が最も多かった(14人)。

(イ) ひきこもりご本人(3人)の年代は、30代1人、40代1人、50代1人であった。

イ セミナー満足度



(ア) 参加者の82%が、「大変満足」「満足」と回答した。

ウ 主な意見等 (抜粋)

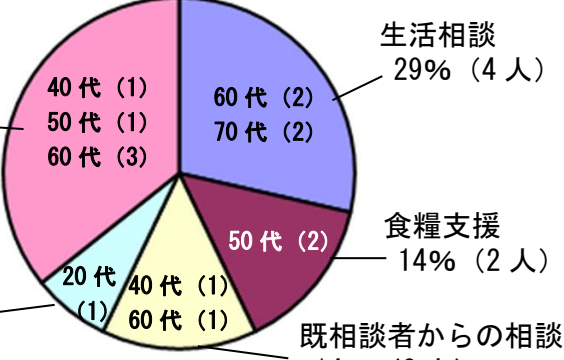
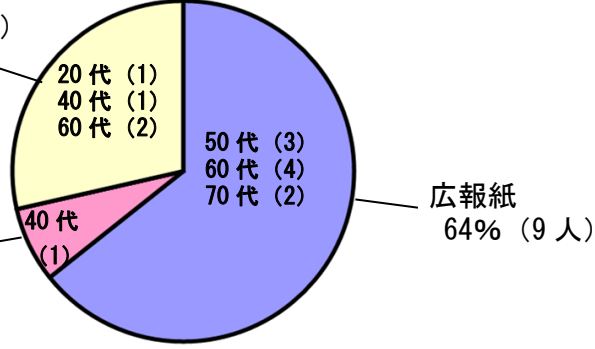
- | |
|---|
| ① 自分自身1年半ほどひきこもっていたことがありました。表に出るきっかけになると思って参加しました。 |
| ② 今回のようなセミナー、シンポジウムを今後も希望します。 |
| ③ ひきこもり経験者の体験談が聞きたいです。どのようにして社会に出たのか、どのような人との関わりで皆の前に出られるようになったのかなど、実際の声が聞きたいです。 |
| ④ 色々な事例を聞かせて欲しい。外に出ようと思えば就業したとき、職場の人ができる支援はあるのかなど。私は、ひきこもり本人や家族ではないが、支援できることがあれば学びたい。 |

3 今後の方針

- (1) アンケート結果を見ると、ひきこもり経験者による講演が好評だったため、今後もセミナー内容に盛り込んでいく。
- (2) 今回初めて、足立ひきこもり家族会との共催形式で、企画段階から協力体制により実施した。引き続き、現場との連携を重視したセミナー開催を企画していく。

厚生委員会情報連絡

令和6年1月19日

件名	令和5年度年末年始期間における福祉部の臨時相談窓口の実施結果について
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課、くらしとしごとの相談センター
内容	<p>年末年始期間に福祉部で開設した、物価高騰などの影響で生活に困窮する方、住まいを失うおそれのある方等への臨時相談窓口の実施結果を報告する。</p> <p>1 実施結果</p> <p>(1) 臨時相談窓口の開設日時および場所 ア 日時 令和5年12月30日(土) 午前9時～午後4時 イ 場所 足立区役所別館1階 くらしとしごとの相談センター</p> <p>(2) 相談者数 14人(窓口6人、電話8人)</p> <p>(3) 相談・支援内容</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>生活相談 29% (4人)</p> <p>食糧支援 14% (2人)</p> <p>既相談者からの相談 14% (2人)</p> <p>生活保護申請 7% (1人)</p> <p>その他(臨時給付金等の案内) 36% (5人)</p> </div>  </div> <p>(4) この臨時相談窓口を何で知ったか 71%の人が「区の広報紙やホームページをみて相談した」と回答あり。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>広報紙 64% (9人)</p> <p>ホームページ 7% (1人)</p> <p>その他(紹介等) 29% (4人)</p> </div>  </div> <p>(5) 臨時相談窓口実施日(12/30)以外では、食糧支援(4人)の対応を行った(区役所地下1階窓口)。</p>